証券コード　6342
（発送日）2026年６月10日

株　主　各　位

（電子提供措置の開始日）2026年６月２日

愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番８
株式会社太平製作所
取締役社長　　尾関　修康

第139回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第139回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供制度をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第139回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://www.taihei-ss.co.jp/
（上記のウェブサイトにアクセスしていただき、株主・投資家情報サイト内にある「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）

また、上記のほか、下記ウェブサイトにも掲載しております。

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/6342/teiji/

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁に記載の「議決権行使についてのご案内」、４頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」に従って、2026年６月24日（水曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2026年６月25日（木曜日）午前10時

２．場　　所　愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番８　当社会議室

（末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第139期（自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第139期（自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

４．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以　上

==========

１．当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

２．電子提供措置に修正が生じた場合、１頁目に記載のインターネット上の当社ウェブサイトおよび株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年6月25日（木曜日）
午前１０時（受付開始:午前9時）

インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後５時入力完了分まで

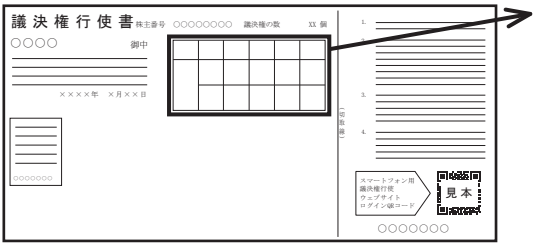
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後５時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・４号議案

- 賛成の場合　≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合　≫「否」の欄に○印

第２・３号議案

- 全員賛成の場合　≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合　≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合　≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

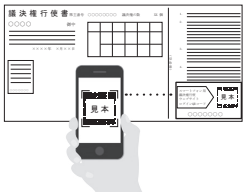
インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のＱＲコードを読み取ってください。



※「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがＰＣ向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ＱＲコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

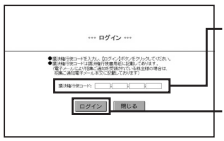
議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　９：00～21：00）

事　業　報　告

（自 2025年４月１日　至 2026年３月31日）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業の設備投資意欲は底堅く、株式市場においては日経平均株価を中心に堅調に推移するなど、緩やかな回復基調が見られた一方で、長期化するウクライナ情勢や中東情勢を背景に、継続的な円安基調などを要因とした原材料・エネルギー価格の高騰や米国の通商政策による市場等への影響懸念など、先行きの不透明な状況が続きました。当社事業とかかわりの深い合単板の生産量等につきましては、新築住宅着工戸数の減少の影響もあり、ゆるやかな減少傾向が継続いたしました。

このような状況の中、当社は“木材を活かす”という経営方針に従い、主力機の受注・PR活動に努めるとともに、各テーマに沿った新たな技術の開発に取り組んでまいりました。主要な活動といたしましては、国内外において木材加工機の展示を中心とした展示会への出展に努め、とりわけ国外においてはドイツや米国においていずれも大規模な展示会への出展を通じて当社主力機の北米圏における販路拡大に資するPR活動に努めてまいりました。また、当社の株式価値向上における施策の一環として、名証IR EXPO 2025へ出展（初出展）するなど、IR活動の強化に努めてまいりました。また、先般設置した「太平の森　白川」および「太平の森　郡上」において当社として初となる植樹・植林活動を実施するなど、当社のサステナビリティの考え方に据える森林環境の循環において「植えて」「育てる」分野への貢献に努めてまいりました。なお、当該企業の森にかかる一連の活動が評価され、農林水産省より「農山漁村振興への貢献活動にかかる取組証明書」を受領するに至りました。

業績面につきましては、当社グループの主力機において前期あった海外受注案件等の反動減の影響が大きく、集成材関連は前期に引き続き堅調に推移したものの、売上高6,359百万円（前期比19.0％減）に留まりました。売上高のうち輸出は、974百万円（前期は1,480百万円）で輸出比率は15.3％となりました。売上高のボリュームダウンの影響もあり、営業利益は571百万円（前期比37.0％減）、経常利益は603百万円（前期比37.0％減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は438百万円（前期比24.0％減）となりました。

セグメントの状況は、次のとおりであります。

イ.合板機械事業

合板機械事業につきまして、主に北米圏の販路拡大を企図し、国際的な木工機械等展示会であるLIGNAHannover（ドイツ）やAPA主催の展示会（米国）など、大規模な展示会への出展を通じて主力機のPRおよび受注活動に取り組むとともに、米国の拠点となるTAIHEI MACHINERY US Inc.の認知向上等に努めてまいりました。

売上高につきましては、前期あった国外の大型受注や国内既設機の大型メンテナンスの反動減の影響が大きく、3,579百万円（前期比28.9％減）、営業利益は369百万円（前期比52.6％減）に留まりました。

ロ.木工機械事業

木工機械事業につきまして、足元の集成材の生産ライン等にかかる機械受注を着実に進めてまいりました。

また、新たな技術の開発につきまして、既存のScannerシリーズの進化版であるT-Scanner Wは日本木工機械展2025において技術優秀賞を受賞いたしました。

売上高につきましては、集成材の生産にかかる機械ラインの旺盛な受注環境に支えられ、2,201百万円（前期比28.3％増）、営業利益は288百万円（前期比10.2％増）となりました。

ハ.住宅建材事業

住宅建材事業につきましては、主力の２×４パネル販売および構造躯体建築の受注獲得に注力するとともに、原価低減にかかる施策の遂行に取り組んでまいりました。また、木質材に代替する製品の展開において、木製のフレーム構造を持つ農業向けビニールハウスの販売を開始いたしました。

売上高につきましては、956百万円（前期比13.1％減）、営業利益につきましては、原価低減施策に取り組んだこともあり、32百万円（前期は8百万円の営業損失）となりました。

事　業　区　分	売 上 高（百万円）	受 注 高（百万円）
合　板　機　械　事　業	3,579	4,006
木　工　機　械　事　業	2,201	1,175
住　宅　建　材　事　業	956	919

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、985百万円であります。

その主なものは、当社の工場建替え計画に伴う建設仮勘定、建物付属設備・機械装置及び運搬具の購入等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度末における借入実行残高は700百万円であります。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	2023年３月期 第136期	2024年３月期 第137期	2025年３月期 第138期	2026年３月期 第139期(当期)
売　上　高（百万円）	6,437	8,843	7,855	6,359
経 常 利 益（百万円）	768	1,432	957	603
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	683	1,065	576	438
1株当たり当期純利益（円）	490.11	762.69	412.67	337.66
総　資　産（百万円）	9,926	12,032	10,394	9,556
純　資　産（百万円）	5,844	6,853	6,895	7,241
1株当たり純資産（円）	4,217.31	4,838.30	5,334.13	5,566.05

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
太平ハウジング株式会社	50百万円	100％	住宅用建設資材の製造販売
TAIHEI MACHINERY US Inc.	60万ドル	100％	合 板 機 械 等 の 販 売

（注）当連結会計年度から、TAIHEI MACHINERY US Inc.を新たに設立したことに伴い、連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

今後の我が国経済の見通しといたしましては、産業全体の先行きにかかる見通しは上向きであり、底堅い設備投資意欲に支えられゆるやかな回復基調の継続が予想される一方で、緊迫化する中東情勢を背景に原材料・エネルギー価格の高止まり、とりわけ石油関連の物流停滞および石油由来の製品不足が懸念されるなど、先行きの不透明な環境が見込まれます。他方、年々威力を増す気候変動に起因する大規模自然災害をはじめとする様々な影響とその対策にかかる国や地方自治体による規制強化等の動きに注視する必要があります。

このような見通しのなか、当社は“木材を活かす”という経営方針に従い、引き続き既存主力機の受注・ＰＲ活動に努めるとともに、各テーマに沿った新たな技術の開発に注力してまいります。既存の主力機につきましては、国内外のシェア維持に努めるとともに北米圏を中心とした販路拡大およびその実現に向けて拠点となるTAIHEI MACHINERY US Inc.の機能強化等に努めてまいります。また、昨今の環境課題である気候変動への対策の一環として非住宅分野をはじめとする中高層建築物において鉄やコンクリートに代替する新たな木質建材の活用に期待が寄せられており、そうした背景から当社は新たな木質建材のうち、ＣＬＰ（Cross Layered Plywood）およびＬＶＬ（Laminated Veneer Lumber）にフォーカスし、それらを効率的に生産することができる技術開発に加えて、社会・環境課題への対応等を踏まえた各テーマに沿った技術の開発に注力してまいります。また、これらの技術開発のみならず、新たに木質材を活用するシーンを追求した製品の展開も視野に入れており、先般販売を開始した木質フレームを持つ農業向けビニールハウスの拡販に加えて、木質をベースとした新たな農業向け資材の開発・展開に取り組んでまいります。さて、先般設置した企業の森「太平の森　白川」および「太平の森　郡上」における植樹・植林活動については全社的な取り組みとして継続していくとともに、当該企業の森設置により得た地域とのつながりを活かし、当社のサステナビリティの考え方に据える森林環境の循環への一層の貢献を果たすとともに、同考え方を主軸とした新たなビジネス機会の創出について積極的に検討を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2026年３月31日現在）

事業区分	主要製品
合板機械事業	ナイフ研磨機、ドライヤー、ホットプレス
木工機械事業	チッパー、フィンガージョインター、スキャナー装置
住宅建材事業	ツーバイフォー工法住宅用建設資材（木質パネル）

(6) 主要な営業所および工場（2026年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	愛知県小牧市
工場	本社（愛知県小牧市）、大阪（大阪市住之江区）
営業所	大阪（大阪市住之江区）

② 子会社

会社名	所在地
太平ハウジング株式会社	岐阜県可児市
TAIHEI MACHINERY US Inc.	Oregon, US

(7) 使用人の状況（2026年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
合板機械事業	72名	３名減
木工機械事業	43名	２名減
住宅建材事業	35名	１名減
全社（共通）	８名	－
合計	158名	６名減

（注）使用人数は、就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
123名	５名減	38.4歳	13.8年

（注）使用人数は、就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（2026年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社十六銀行	200
三井住友信託銀行株式会社	150
株式会社商工組合中央金庫	150
株式会社あいち銀行	100
株式会社名古屋銀行	100

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2026年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　2,500,000株

② 発行済株式の総数　　1,500,000株（自己株式198,997株を含む。）

③ 株主数　　1,197名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
太平製作所自社株投資会	104	8.0
光通信ＫＫ投資事業有限責任組合 無限責任組合員光通信株式会社	95	7.3
太平製作所取引先持株会	93	7.1
ｲﾝﾀﾗｸﾃｨﾌﾞ・ﾌﾞﾛｰｶｰｽﾞ証券株式会社	51	3.9
株式会社名南製作所	38	2.9
内藤幸男	37	2.9
齊藤武	31	2.3
株式会社あいち銀行	25	1.9
株式会社名古屋銀行	25	1.9
株式会社大東工作所	23	1.7

（注）１．当社は、自己株式198千株（発行済株式の総数に対する持株数の割合13.2%）を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く）	7,173株	５名
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	1,018株	１名
社外取締役（監査等委員）	563株	２名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「２.(3)④取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年３月31日現在）

氏　名	地位および担当	重要な兼職の状況
尾関修康	取締役社長　（代表取締役）	太平ハウジング株式会社 取締役　（非常勤）
稲山和伸	取締役　（総務部長）	
祖父江雅也	取締役　（小牧事業部長）	
指吸隆幸	取締役　（大阪事業部長）	太平ハウジング株式会社 取締役　（非常勤）
溝口祥司	取締役　（新規事業推進部長　兼 大阪事業部技術営業部長）	
神谷慎二	取締役　（常勤監査等委員）	
安達和平	取締役　（監査等委員）	安達公認会計士事務所 公認会計士
加藤志乃	一時取締役　（監査等委員）	弁護士法人大樹法律事務所 パートナー弁護士

（注）１．内藤幸男氏は当社の同業者である株式会社名南製作所の取締役を歴任し、その豊富な経験と知識を有していることから、当社の社外取締役（監査等委員）として選定しておりましたが、2026年１月23日に逝去により退任いたしました。

２．2026年３月２日付で加藤志乃氏が一時取締役（監査等委員である取締役）に就任しております。取締役（監査等委員である取締役）内藤幸男氏の退任により、当社は法令に定める監査等委員のである取締役の員数を欠くこととなったため、会社法第346条第２項の規定に基づき名古屋地方裁判所へ一時取締役（監査等委員である取締役）の選任の申請を行い、2026年３月２日付けで同裁判所から決定の通知を受け、一時取締役（監査等委員である社外取締役）として選任され就任したものであります。なお、加藤志乃氏は弁護士資格を有しており、企業法務等において豊富な経験と知識を有しております。

３．当社は、内部監査室等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能の強化を目的として、神谷慎二氏を常勤監査等委員として選定しております。

４．安達和平氏は社外取締役であります。

５．当社は、取締役（監査等委員）安達和平氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任原因となった職務の執行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役を保険者とする、会社法第430条３第１項に規定する役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の報酬等の算定方針につきましては、取締役が果たすべき重要な役割の一つであるステークホルダーへの利益還元実績に基づくものとする方針において、株主への還元である配当実績および従業員への還元である賞与支給実績等を算定における主要指標としております。

取締役総務部長が取締役の報酬等における算定方針および算定指標に基づき策定した報酬案をもとに、独立社外取締役を含む報酬委員会による審議・承認を経て、監査等委員会の形成する意見を踏まえ、取締役会において協議の上決定しております。

取締役の個別報酬等の内容にかかる方針につきましては次のとおりであります。

a. 基本報酬等および非金銭報酬に関する方針

各事業年度において、取締役の職位における職責の評価、配当実績および従業員への賞与支給実績等を総合的に勘案し算出した額を基本報酬および非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）として支給する。また、各年度業績のうち営業利益の額を指標として算出した額を業績連動報酬（業績連動型賞与）として支給する。

b. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬のうち、15%～30%を非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）とする。また、業績連動報酬については、算定のプロセスに従って算出された額を支給する。

c. 報酬等の付与時期や条件等に関する方針

基本報酬については、月例の固定金銭報酬、業績連動報酬（業績連動型賞与）については、各年度１回の金銭報酬とする。また、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については各年度１回の非金銭報酬債権とする。

なお、取締役会は、当事業年度の取締役の個別報酬等につきまして、算定方針、算定指標および決定のプロセスに従い決議されていることから当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ.当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	107,681	79,033	9,416	19,231	5
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く）	13,198	10,593	－	2,605	1
社外取締役（監査等委員）	8,779	7,103	－	1,676	3
計	129,659	96,729	9,416	23,513	9

（注）１．上記表には、2026年１月23日付けで退任した社外取締役１名を含んでおります。

２．非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割り当ての条件等は、「イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「２．（１）⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

３．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2019年６月27日開催の第132回定時株主総会において、年額200百万円以内とご決議いただいております。また、当該株主総会において、譲渡制限付株式報酬の導入についてご決議いただいております。取締役（監査等委員である取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬は基本報酬の内枠として年額50百万円以内、普通株式の総数は年３万株以内であります。監査等委員である取締役の譲渡制限付株式報酬は基本報酬の内枠として年額15百万円以内、普通株式の総数は年１万株以内であります。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は８名、監査等委員である取締役の員数は３名であります。

４．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年６月24日開催の第129回定時株主総会において、年額50百万円以内とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名であります。

５．取締役（監査等委員である取締役を除く）の個別報酬等の内容にかかる決定方針については、2020年６月26日開催の取締役会にて決議しております。

６．取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績連動報酬（業績連動型賞与）につきましては、2025年５月13日開催の取締役会において導入を決議しております。

なお、2026年４月13日開催の取締役会において、取締役の個別報酬の決定プロセスの改定について決議しております。

当社は、取締役会の実効性評価および取締役ごとに職務執行（取締役の職務執行における相互監視・監督機能の発揮および業務執行役員としての業務遂行能力等）におけるアンケート形式による自己評価を実施しており、それらの評価結果に基づき、代表取締役が各取締役と個別面談によるヒアリングを実施し、当該結果の妥当性を確認することとしております。なお、当該面談につきましては監査等委員である取締役（常勤監査等委員）が立ち会うこととしてお

り、本プロセスの透明性、公平性および適正性を確保しております。取締役の報酬における算定方針、指標に加えて当該評価結果および当社業績等を総合的に勘案し、代表取締役が報酬案を策定し、独立社外取締役を含む報酬委員会による審議、承認を経て、監査等委員会の形成する意見を踏まえ取締役会において決議することとしております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	兼職先名	兼職の内容	関　係
社外取締役	内藤　幸男	―	―	―
社外取締役	安達　和平	安達公認会計士事務所	公認会計士	なし
一時社外取締役	加藤　志乃	弁護士法人 大樹法律事務所	パートナー 弁護士	顧　問 弁護士

当社は加藤志乃が所属する弁護士法人大樹法律事務所と顧問弁護士契約を締結しておりますが、当該顧問弁護士報酬は僅少であり、同氏が社外取締役職務を遂行できる十分な独立性の確保を阻害する利害関係はないと判断しております。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 内藤　幸男	2026年１月23日の退任以前に開催された取締役会に８回、監査等委員会に５回出席いたしました。取締役会においては、豊富な経営経験と高い見識に基づき積極的に意見を述べるなど、意思決定における妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜適切な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 安達　和平	当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また、監査等委員会10回全てに出席いたしました。取締役会および監査等委員会においては、公認会計士および税理士としての知見に基づく高い見識と幅広い経験から、意思決定における妥当性・適正性の確保に資する意見を積極的に述べるなど、適宜適切な発言を行っております。
一時社外取締役 （監査等委員） 加藤　志乃	2026年３月２日の就任以降に開催された取締役会に１回全て、監査等委員会２回全てにおいて出席いたしました。取締役会および監査等委員会においては、弁護士としての知見から、意思決定における妥当性・適正性の確保に資する意見を積極的に述べるなど、適宜適切な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　栄監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、取締役会が法令および定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「コンプライアンス態勢規程」を制定し、この規程に従って、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを徹底するものとする。

ロ．当社は、法令・社会規範を遵守した上で「リスクマネジメント」の水準を維持・向上させ、より公正で透明な経営システムの構築を目指すことを目的に「リスク管理規程」を制定する。また、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する部署として「内部監査室」を設置する。

ハ．取締役は当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員会に報告するものとし、遅滞なく「取締役会」において報告するものとする。

ニ．監査等委員会は当社の法令遵守体制および社内通報体制の運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報・文書はこれを保存し（電磁媒体を含む）、次の各号に定める文書を関連資料とともに、その保存媒体に応じて適切、かつ確実に保存・管理する。

Ⅰ 株主総会議事録
Ⅱ 取締役会議事録
Ⅲ 監査等委員会議事録
Ⅳ 稟議書・決裁願書
Ⅴ 重要な契約書
Ⅵ 会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告およびその附属明細書
Ⅶ 税務署その他行政機関、証券取引所に提出した書類の写し

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．取締役は、個々の業務執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、社内諸規程にもとづきその把握と管理のためのリスク管理体制を整備する。

ロ．リスク管理の全社的な統括・推進を行う部署として「内部監査室」を設置して、各管理担当部門を通じて統合的なリスク管理を行う。また「内部監査室」は各部門の適正性、適切性について監査を実施し、その結果を代表取締役社長と監査等委員会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定にもとづく業務執行については、業務分掌規程、承認基準において、それぞれの責任者および責任について定めることとする。

⑤ 当社（事業報告作成会社）および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社および当社の子会社は、本基本方針に従い遵法意識の向上および業務の適正を確保することに努める。

ロ．当社取締役および子会社の取締役は各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限および責任を有する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および補助使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会から求められた場合は、補助使用人を設置しなければならない。なお、補助使用人の任命、解任、人事異動、賃金の改定については監査等委員会の同意を得た上で社長が決定することとし、取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に対する体制、当社の子会社の取締役、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

イ．当社の取締役および使用人は、法定の事項に加えて、当社ならびに当社グループの経営・業績に影響をおよぼす重大な事項について、「監査等委員会規則」にもとづき監査等委員会に報告する。

ロ．子会社の取締役、監査役および使用人は、法定の事項に加えて、当該子会社の経営・業績に影響をおよぼす重大な事項について、「監査役会規則」および「定款細則」にもとづき監査役等に報告する。当該報告を受けた監査役等は速やかに当社監査等委員会に報告する。

⑧ 報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社は、監査等委員会または、子会社においては監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。

ロ．監査等委員会は、報告を行った取締役および使用人の人事異動、人事評価および懲罰等に対して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

⑨ 監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務執行上必要とする費用の前払いまたは債務の償還手続その他の職務執行について生じる費用等の請求について、当該監査等委員等の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役は、監査等委員との意見交換の場を設け、監査等委員会の監査が実効的に行われる体制を整えるように努める。

ロ．監査等委員は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するほか、必要により説明を求めた場合は、取締役等は速やかに対応する。

ハ．監査等委員は、会社の重要な意思決定プロセスおよび業務の執行状況を把握するため、主要な会議へ出席する。

ニ．監査等委員会は、内部監査室の実施する内部監査の計画について協議に加わることができるものとし、内部監査結果の報告等、監査等委員会との連携に努めるものとする。

⑪ 財務報告の信頼性、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、監査の実施にあたり、財務報告の信頼性を確保するため、監査等委員会が必要と認める場合においては、弁護士・公認会計士などの外部専門家を含めた適切な体制をとるものとする。

ロ．個々の取引は、社長または規程で定める者の承認を必要とする。

ハ．企業会計原則その他一般に公正妥当と認められる基準に準拠して、財務諸表を作成できるように記帳する。

ニ．会計帳簿の資産残高については、当該資産の実査を定期的に行い、差異があれば適切な措置をとる。

ホ．財務報告は必要な社内手続きを経た上で社外に公表する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、代表取締役を中心とする内部統制委員会が、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性とコンプライアンス意識の向上を図るべく取り組んでおります。

連結貸借対照表

(2026年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**5,893,470**	**流動負債**	**1,958,534**
現金及び預金	1,905,712	買掛金	205,519
受取手形	124	短期借入金	700,000
電子記録債権	673,726	リース債務	20,808
売掛金	1,417,392	未払費用	79,961
契約資産	10,334	未払法人税等	2,525
有価証券	1,000,000	役員賞与引当金	9,416
商品及び製品	15,536	賞与引当金	110,145
仕掛品	282,777	完成工事補償引当金	121,000
原材料及び貯蔵品	403,002	前受金	673,905
その他	244,650	その他	35,251
貸倒引当金	△59,787	**固定負債**	**356,257**
固定資産	**3,657,608**	リース債務	59,130
有形固定資産	**2,364,287**	繰延税金負債	36
建物及び構築物	529,415	退職給付に係る負債	293,354
機械装置及び運搬具	141,152	役員退職慰労引当金	2,445
土地	689,746	その他	1,291
リース資産	51,875	**負債合計**	**2,314,792**
建設仮勘定	914,676	**純資産の部**	
その他	37,421	**株主資本**	**7,163,750**
無形固定資産	**35,274**	資本金	750,000
ソフトウェア	7,675	資本剰余金	173,008
リース資産	19,099	利益剰余金	6,713,493
その他	8,499	自己株式	△472,751
投資その他の資産	**1,258,046**	**その他の包括利益累計額**	**77,698**
投資有価証券	674,774	その他有価証券評価差額金	74,617
繰延税金資産	43,799	為替換算調整勘定	3,081
その他	539,472	**純資産合計**	**7,241,449**
繰延資産	**5,162**		
創立費	5,162		
資産合計	**9,556,241**	**負債・純資産合計**	**9,556,241**

連結損益計算書

（自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,359,118**
売上原価		4,778,302
売上総利益		1,580,815
販売費及び一般管理費		1,008,897
営業利益		**571,918**
営業外収益		
受取利息	19,510	
受取配当金	3,218	
受取保険金	3,599	
保険解約返戻金	0	
鉄屑売却収入	6,036	
助成金収入	20	
為替差益	7,501	
その他	6,114	46,000
営業外費用		
支払利息	8,807	
自己株式取得費用	1,495	
消費税差額	3,291	
その他	1,020	14,614
経常利益		**603,303**
特別利益		
固定資産売却益	179	179
特別損失		
固定資産除却損	26,274	
投資有価証券評価損	3,692	29,966
税金等調整前当期純利益		**573,516**
法人税、住民税及び事業税	175,304	
法人税等調整額	△40,226	135,077
当期純利益		**438,438**
親会社株主に帰属する当期純利益		**438,438**

連結株主資本等変動計算書

（自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	750,000	172,257	6,430,350	△493,763	6,858,843
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△155,295		△155,295
親会社株主に帰属する当期純利益			438,438		438,438
自己株式の取得				△155	△155
自己株式の処分		751		21,167	21,919
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					－
当連結会計年度変動額合計	－	751	283,142	21,012	304,906
当連結会計年度末残高	750,000	173,008	6,713,493	△472,751	7,163,750

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	36,658	－	36,658	6,895,502
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△155,295
親会社株主に帰属する当期純利益				438,438
自己株式の取得				△155
自己株式の処分				21,919
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	37,959	3,081	41,040	41,040
当連結会計年度変動額合計	37,959	3,081	41,040	345,947
当連結会計年度末残高	74,617	3,081	77,698	7,241,449

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	２社
連結子会社の名称	太平ハウジング株式会社 TAIHEI MACHINERY US Inc.
連結範囲の変更	当連結会計年度から、TAIHEI MACHINERY US Inc.を新たに設立したことに伴い、連結の範囲に含めております。

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品 …… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…… 定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	７年～50年
機械装置及び運搬具	４年～12年

② 無形固定資産…… 定額法を採用しております。
（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	５年
施設利用権	15年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金…… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金…… 役員への賞与（業績連動報酬）の支給に備えるため、役員に対する賞与（業績連動報酬）の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③ 賞与引当金…… 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金…… 連結子会社において、役員に対する退職金の支給に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 完成工事補償引当金…… 顧客に納入した製品に対して発生するクレームに係る費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費について合理的に見積ることができる金額を計上しております。

⑥ 受注損失引当金…… 受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件のうち、損失が発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね１年以内に回収しているため、重大な金融要素の調整は行っておりません。

①一時点で充足される履行義務

合板機械事業及び木工機械事業においては、標準仕様に基づく製品や部品の販売及び、機械の改造や修理など納期がごく短い請負契約については、顧客への引渡時又は検収時に履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

住宅建材事業においては、主にツーバイフォー工法住宅の構造躯体（パネル）の製造販売を行っております。これら製品の製造は納期がごく短く、顧客への引渡時に支配の移転が完了し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

②一定期間にわたり充足される履行義務

合板機械事業及び木工機械事業においては、機械製造の請負及び機械の据付工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しております。

合理的な進捗度の見積りが出来るものについては、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出した進捗度に応じて収益を認識し、合理的な進捗度の見積りが出来ないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

住宅建材事業においては、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引はありません。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く）に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は簡便法により計算しております。

会計上の見積りに関する注記

完成工事補償引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事補償引当金　　121,000千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

顧客に納入した製品に対して発生したクレームに係る費用に備えるため、製品売上高に対して将来予想される補償費用を一定の比率で算定するとともに、個別に発生見込の高い費用を完成工事補償引当金として計上しております。

引当金の見積りにおいて想定していなかった製品の不具合による義務の発生や、引当の額を超えて費用が発生する場合は、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。

一方、実際の費用が引当金の額を下回った場合は引当金戻入益を計上することになります。

一定の期間にわたり履行義務を充足する進捗度の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高(未完成部分)　　315,043千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

合板機械事業及び木工機械事業においては、機械製造の請負及び機械の据付工事について、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しております。

合理的な進捗度の見積りが出来るものについては、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出した進捗度に応じて収益を認識しております。

工事原価総額の見積りは実行予算によって行い、履行義務が充足されるまで随時工事原価総額の検討・見直しを行っております。しかし、工事案件を取り巻く環境の変化（仕様変更・工期の変更による追加原価の発生及び資材価格の高騰等）が生じた場合、工事収益総額及び工事原価総額が変動するとともに、期末における進捗度の見積りにも影響を与えることとなり、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　2,242,328千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　1,500,000株

2．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決　　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2025年６月26日 定時株主総会	普通株式	129,271千円	100円	2025年３月31日	2025年６月27日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	26,024千円	20円	2025年９月30日	2025年12月１日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2026年６月25日 定時株主総会	普通株式	78,060千円	60円	2026年３月31日	2026年６月26日

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本を毀損しない範囲で預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により必要な資金を調達しております。

通貨オプション取引については、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。輸出に関する取引について、一部外貨建ての営業債権については為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて通貨オプション取引を実施しております。

有価証券は、主に合同運用の金銭信託であり、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品であり、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券は、株式および社債であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金の一部には材料仕入れ等の輸入に伴う外貨建てのものもあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金に関しては、主に設備投資や事業の運営に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念債権の早期把握や縮小を図っております。また、連結子会社についても同様の管理を行っております。

有価証券である合同運用指定金銭信託等については、定期的に運用状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価の把握を行い、取引先企業の財務状況等については定期的な把握を行っております。

借入金に関しては、長年にわたり当社と取引のある銀行等金融機関に限定しており、できる限り金利の変動リスクの少ないもので調達しております。また、連結子会社についても同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、実需の範囲内で外貨建資産を対象とした通貨オプション取引を利用しており、投機目的やトレーディング目的のためにはこれを利用しておりません。

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており、異なる条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2026年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額39,901千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
投資有価証券			
その他有価証券	634,873	634,873	－
資産計	634,873	634,873	－

(*)「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「有価証券」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

３．金融商品の時価等の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
(1)株式	143,583	－	－	143,583
(2)社債	－	491,290	－	491,290
資産計	143,583	491,290	－	634,873

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式および社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

１.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	合板機械事業	木工機械事業	住宅建材事業	
一時点で移転される財	983,624	260,698	945,616	2,189,939
一定の期間にわたり移転される財	2,228,460	1,940,718	－	4,169,179
顧客との契約から生じる収益	3,212,084	2,201,417	945,616	6,359,118
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	3,212,084	2,201,417	945,616	6,359,118

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記　３.会計方針に関する事項　(4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高は以下の通りです。

当連結会計年度（自2025年４月１日　至2026年３月31日）

（単位：千円）

	期首残高	期末残高
契約資産	468,080	10,334
契約負債	1,083,178	673,905

（注）１．契約資産

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、進捗度に基づいて測定した履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利の内、顧客から受領している前受対価を除いたものです。契約資産は、履行義務を充足し請求を行った時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

２．契約負債

契約負債は、顧客との契約において、履行義務が充足される以前に受領した前受対価です。

契約負債は、履行義務の充足に伴い減少します。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たりの純資産額　　5,566円05銭

２．１株当たりの当期純利益　　337円66銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**5,473,680**	**流動負債**	**1,729,731**
現金及び預金	1,707,419	買掛金	168,386
受取手形	124	短期借入金	550,000
電子記録債権	673,726	リース債務	20,808
売掛金	1,311,989	未払費用	68,598
契約資産	10,334	役員賞与引当金	9,416
有価証券	1,000,000	賞与引当金	99,431
仕掛品	253,167	完成工事補償引当金	121,000
原材料及び貯蔵品	320,987	前受金	670,741
前払費用	11,695	その他	21,346
その他	243,222	**固定負債**	**277,216**
貸倒引当金	△58,987	リース債務	59,130
固定資産	**3,784,720**	退職給付引当金	216,794
有形固定資産	**2,349,435**	その他	1,291
建物	505,249	**負債合計**	**2,006,947**
構築物	16,161	**純資産の部**	
機械及び装置	125,720	**株主資本**	**7,176,907**
車両運搬具	12,101	資本金	750,000
工具器具備品	37,947	**資本剰余金**	**173,008**
土地	689,746	資本準備金	77,201
リース資産	51,875	その他資本剰余金	95,807
建設仮勘定	910,633	**利益剰余金**	**6,726,650**
無形固定資産	**35,274**	利益準備金	126,500
ソフトウェア	7,675	その他利益剰余金	6,600,150
リース資産	19,099	固定資産圧縮積立金	317,910
施設利用権	8,499	繰越利益剰余金	6,282,239
投資その他の資産	**1,400,009**	**自己株式**	**△472,751**
投資有価証券	674,640	**評価・換算差額等**	**74,545**
関係会社株式	142,847	その他有価証券評価差額金	74,545
長期前払費用	4,309	**純資産合計**	**7,251,452**
長期預金	200,000		
繰延税金資産	43,799		
保険積立金	330,585		
その他	3,827		
資産合計	**9,258,400**	**負債・純資産合計**	**9,258,400**

損　益　計　算　書

（自 2025年４月１日
　至 2026年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**5,398,308**
売上原価		3,995,095
売上総利益		1,403,212
販売費及び一般管理費		814,558
営業利益		**588,654**
営業外収益		
受取利息	19,475	
受取配当金	3,214	
保険解約返戻金	0	
受取保険金	3,599	
鉄屑売却収入	6,036	
受取賃貸料	31,200	
助成金収入	20	
為替差益	12,076	
その他	5,833	81,455
営業外費用		
支払利息	7,120	
固定資産賃貸費用	15,968	
消費税差額	3,291	
その他	2,515	28,896
経常利益		**641,214**
特別利益		
固定資産売却益	179	179
特別損失		
固定資産除却損	26,274	
投資有価証券評価損	2,873	29,147
税引前当期純利益		**612,246**
法人税、住民税及び事業税	172,779	
法人税等調整額	△40,226	132,552
当期純利益		**479,693**

株主資本等変動計算書

（ 自 2025年４月１日 至 2026年３月31日 ）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	750,000	77,201	95,055	172,257	126,500	325,132	5,950,620	6,402,252	△493,763	6,830,746
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩						△7,221	7,221	－		－
剰余金の配当							△155,295	△155,295		△155,295
当期純利益							479,693	479,693		479,693
自己株式の取得									△155	△155
自己株式の処分			751	751					21,167	21,919
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										－
当期変動額合計	－	－	751	751	－	△7,221	331,619	324,397	21,012	346,161
当期末残高	750,000	77,201	95,807	173,008	126,500	317,910	6,282,239	6,726,650	△472,751	7,176,907

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	36,588	36,588	6,867,334
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			－
剰余金の配当			△155,295
当期純利益			479,693
自己株式の取得			△155
自己株式の処分			21,919
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	37,956	37,956	37,956
当期変動額合計	37,956	37,956	384,118
当期末残高	74,545	74,545	7,251,452

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品 …… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	７年～50年
機械及び装置	４年～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	５年
施設利用権	15年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 ……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金 ……役員への賞与（業績連動報酬）の支給に備えるため、役員に対する賞与（業績連動報酬）の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 賞与引当金 ……従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く）に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は簡便法により計算しております。

(5) 完成工事補償引当金 ……顧客に納入した製品に対して発生したクレームに係る費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費について合理的に見積ることができる金額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社顧客との契約から生じる収益に関する主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね１年以内に回収しているため、重大な金融要素の調整は行っておりません。

(1) 一時点で充足される履行義務

合板機械事業及び木工機械事業においては、標準仕様に基づく製品や部品の販売及び、機械の改造や修理など納期がごく短い請負契約については、顧客への引渡時又は検収時に履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 一定期間にわたり充足される履行義務

合板機械事業及び木工機械事業においては、機械製造の請負及び機械の据付工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しております。

合理的な進捗度の見積りが出来るものについては、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出した進捗度に応じて収益を認識し、合理的な進捗度の見積りが出来ないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

完成工事補償引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事補償引当金　　121,000千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

一定の期間にわたり履行義務を充足する進捗度の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高(未完成部分)　　315,043千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額	2,131,221千円
2．関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	61,072千円
短期金銭債務	3,484千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引	159,352千円
営業取引以外の取引	32,792千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	207,286株	614株	8,903株	198,997株

(注) 1．自己株式の数の増加614株は、譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加であります。

2．自己株式の減少8,903株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	（千円）
繰延税金資産	
棚卸資産評価減	67,764
貸倒引当金	18,581
退職給付引当金	68,290
役員賞与引当金	2,966
賞与引当金	31,321
株式報酬費用	47,059
完成工事補償引当金	38,115
投資有価証券評価損	6,098
未払事業税等	2,720
開発研究用設備	271,577
その他	15,967
小計	570,461
評価性引当額	△350,461
繰延税金資産計	220,000
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△146,192
その他有価証券評価差額金	△30,007
繰延税金負債計	△176,200
繰延税金資産の純額	43,799

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

（単位：千円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	太平ハウジング株式会社	所有 直接 100%	役員の兼任	工場用地・建物の賃貸（注）	31,200	－	－

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

取引の内容については賃貸料であり、金額については近隣の相場を勘案して決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項　収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので記載を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たりの純資産額	5,573円74銭
２．１株当たりの当期純利益	369円43銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月18日

株式会社太平製作所
取締役会　御中

栄 監 査 法 人
名古屋事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	近　藤　雄　大
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高　原　　輝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社太平製作所の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社太平製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月18日

株式会社太平製作所
取締役会　御中

栄 監 査 法 人
名古屋事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	近　藤　雄　大
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高　原　　輝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社太平製作所の2025年４月１日から2026年３月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第139期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月20日

株式会社太平製作所　監査等委員会

常勤監査等委員　神　谷　慎　二　㊞

監査等委員　安　達　和　平　㊞

監査等委員　加　藤　志　乃　㊞

（注）監査等委員安達和平及び加藤志乃は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けており、経営基盤の確保に努めるとともに、業績や財務状況などを勘案しながら、安定した配当を継続的に実施していく方針としております。

当期の期末配当につきましては、当該方針に基づき、業績および財務状況等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭であります。

②　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金60円、

総額78,060,180円

なお、本議案が原案通り承認可決された場合、中間配当金の１株につき金20円と合わせまして、当期の年間配当金は１株につき金80円であります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

2026年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（５名）が任期満了となります。

つきましては、新たに取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会において各候補者の当事業年度における業務執行状況等について検討した結果、特段指摘すべき事項はなく全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社の現在における地位および担当
1　再任	尾関（おぜき）　修康（のぶやす）	取締役社長 （代表取締役）
2　再任	溝口（みぞぐち）　祥司（しょうじ）	取締役 （新規事業推進部長　兼 大阪事業部技術営業部長）
3　再任	稲山（いなやま）　和伸（かずのぶ）	取締役 （総務部長）
4　新任	増田（ますだ）　峰男（みねお）	執行役員 （小牧事業部技術部長）
5　新任	若林（わかばやし）　圭（けい）	執行役員 （大阪事業部資材部長）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴ならびに当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	尾関 修康 （1969年10月１日生）	1988年４月　当社入社 2010年８月　小牧事業部営業リーダー 2011年６月　小牧事業部営業チーフリーダー 2015年12月　小牧事業部開発営業チーフリーダー 2017年３月　執行役員小牧事業部開発営業部長 2019年６月　取締役小牧事業部開発推進部長 2022年６月　取締役総務部長 2024年６月　取締役社長（代表取締役）（現任） （重要な兼職の状況） 太平ハウジング株式会社非常勤取締役	16,380株
	【選任理由】 尾関修康氏は、当社入社以来、小牧事業部の営業部門において国内外にわたる主要な顧客との厚い信頼関係の構築等に尽力し、2019年６月以降は取締役として小牧事業部の開発推進部門、人事・財務を司る総務部門を歴任し当社の経営に深く関与しており、当社グループの業務全般にわたる幅広い知識と豊富な経験を有しております。 今後も、当社グループ全体における事業活動の積極的な推進等をはじめとする経営全般を担い、当社グループの持続的な成長を牽引する役割を期待することから、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴ならびに当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社
株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>溝口祥司
（1968年12月７日生）</td><td>1991年２月　当社入社
2011年６月　大阪事業部開発チーフリーダー
2012年６月　執行役員大阪事業部営業部長
2022年６月　取締役大阪事業部技術営業部長
2024年６月　取締役新規事業推進部長兼大阪事業部技術営業部長（現任）</td><td>12,723株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
溝口祥司氏は、当社入社以来、大阪事業部の営業部門において、主に主要な顧客と厚い信頼関係の構築等に尽力しており、2022年６月以降は、取締役として当該事業部の営業活動全般を統括する等、当社の経営に関与しております。今後は今までの経験を活かし会社全体の営業から開発までの責任者として、また当社の新たな収益の柱となる事業の構築に資する役割を期待することから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>稲山和伸
（1976年９月21日生）</td><td>1995年４月　当社入社
2011年６月　小牧事業部技術開発リーダー
2013年９月　小牧事業部技術開発チーフリーダー
2017年３月　執行役員小牧事業部開発部長
2024年６月　取締役総務部長（現任）</td><td>6,967株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
稲山和伸氏は、当社入社以来、主に小牧事業部の技術開発部門において活躍するとともに、当社の情報システムにおける管理業務に携わっており、技術および技術開発に加えてITにおける高度な知識と経験を有しております。また、2017年３月以降は執行役員として、2024年6月以降は取締役として当社の経営に関与するとともに、人事、財務を司る部門の統括として業務執行に携わっております。今後は、当社の技術、ITおよび人事・財務にかかる知見を活かし業務・管理における統括として当社の成長を牽引する役割を期待することから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴ならびに当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社
株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">※
4</td><td>増田峰男
（1976年10月25日生）</td><td>1995年４月　当社入社
2008年６月　小牧事業部技術開発サブリーダー
2010年８月　小牧事業部技術開発リーダー
2017年３月　小牧事業部技術開発チーフリーダー
2021年10月　執行役員小牧事業部技術部長（現任）</td><td>1,250株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
増田峰男氏は、当社入社以来、小牧事業部の技術部門において、主に製造工程や新たな技術の開発等に携わっており、主に当該事業部の持つ技術において深い知識と豊富な経験を有しております。また、2021年10月以降は執行役員として当社の経営に関与しております。今後は、取締役として小牧事業部全体の成長をけん引する役割を期待することから、新たに取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">※
5</td><td>若林圭
（1970年7月20日生）</td><td>1996年４月　当社入社
2014年４月　大阪事業部開発技術チーフリーダー
2020年４月　執行役員大阪事業部開発技術部長
2024年４月　執行役員大阪事業部資材部長（現任）</td><td>2,150株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
若林圭氏は、当社入社以来、大阪事業部の技術部門において、主に製造工程や新たな技術の開発等に携わっており、主に当該事業部の持つ技術において深い知識と豊富な経験を有しております。また、2020年４月以降は執行役員として当社の経営に関与しております。今後は、取締役として大阪事業部全体の成長をけん引する役割を期待することから、新たに取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

（注）1．※印は、新任の候補者であります。

2．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。また、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって塡補することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為等の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役神谷慎二氏、安達和平氏は任期満了となります。

また、2026年１月23日に、監査等委員である取締役内藤幸男氏が逝去により退任されたことで、法令に定める監査等委員である取締役の法定員数を欠くことになったため、名古屋地方裁判所に一時取締役（監査等委員）選任の申請を行い、2026年３月２日付で加藤志乃氏が選任され就任いたしました。一時取締役（監査等委員）の職務を行う者の任期は、本総会で後任の監査等委員である取締役が選任される時までとなっております。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴ならびに当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	神谷　慎二（かみや　しんじ） （1956年11月５日生）	1975年４月　当社入社 2000年６月　小牧事業部技術チーフリーダー 2004年６月　小牧事業部設計・開発部長 2008年６月　取締役小牧事業部設計・開発部長 2012年６月　代表取締役社長 2022年６月　取締役(常勤監査等委員)(現任)	17,704株
	【選任理由】 神谷慎二氏は、当社入社以来、小牧事業部の技術部門において、主に製造工程等の管理および新たな技術、機械の開発において活躍しており、当社事業の核となる技術、開発における深い知見を有するとともに、取締役社長(代表取締役)の歴任において当社の経営全般における幅の広い知識を有しております。2022年６月以降は常勤監査等委員として、当社経営の監査、監督に関与しております。今後も引き続き当社経営の監査・監督および意思決定における助言等を通じて経営の健全性等を担保する役割を期待することから、監査等委員である取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><td>候補者
番　号</td><td>氏　　名
（生年月日）</td><td>略歴ならびに当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</td><td>所有する
当社
株式数</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>安達和平
（1967年10月19日生）</td><td>1992年10月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1996年４月　公認会計士登録
1998年８月　安達公認会計士事務所開設(現任)
2004年９月　税理士登録
2006年７月　監査法人ｱﾝﾋﾞｼｬｽ代表社員
2022年６月　当社社外取締役（監査等委員）（現任）
（重要な兼職の状況）
安達公認会計士事務所　公認会計士</td><td>1,785株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
安達和平氏は、社外取締役となる以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士および税理士として深い知識と豊富な経験を有しており、2022年６月以降は、当社の監査等委員である社外取締役として経営に関与しております。
今後も、業務を執行する経営陣から独立した客観的な立場から、当社経営の監査および監督を通じて経営の健全性を確保する役割を期待することから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">※
3</td><td>加藤志乃
（1975年12月22日生）</td><td>2002年10月　弁護士登録 細井法律事務所入所
2016年４月　弁護士法人大樹法律事務所開設
同事務所パートナー弁護士(現任)
2022年４月　愛知県弁護士会副会長
2025年５月　公益社団法人愛知県診療放射線技師会外部監事(現任)
2026年３月　当社一時社外取締役（監査等委員）(現任)</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
加藤志乃氏は、社外取締役となる以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として深い知識と豊富な経験を有しており、2026年３月３日以降、当社の一時社外取締役（監査等委員）として経営に関与しております。今後は、主に経営法務等における知見を活かし、業務を執行する経営陣から独立した客観的な立場から、当社経営の監査および監督を通じて経営の健全性を確保する役割を期待することから、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

（注）1．※印は、新任の候補者であります。

2．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3．安達和平氏および加藤志乃氏は、社外取締役候補者であります。

4．安達和平氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

5．当社は、神谷慎二氏および安達和平氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令（会社法第425条第１項）に定める額を上限としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、加藤志乃氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

6．当社は、保険会社との間で会社法第430条３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって塡補することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為等の場合を除く）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

7．当社は、安達和平氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
矢吹幸成（やぶきゆきなり） （1948年１月13日生）	1963年３月　株式会社名南製作所入社 1995年６月　同社取締役経理担当 2016年６月　同社顧問 2018年12月　株式会社大成製作所顧問	－
【選任理由】 矢吹幸成氏は、当社の同業社である株式会社名南製作所において取締役を歴任した経緯を持ち、当社以外の経営において豊富な経験と知識を有しており、特に財務および経理部門における高い見識を備えております。当社の監査等委員である社外取締役に選任された際は、当社経営の監査・監督および意思決定における助言等を通じて経営の健全性等を担保する役割を期待することから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

２．矢吹幸成氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．矢吹幸成氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第１項 の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令（会社法第425条第１項）に定める額を上限としております。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契 約を締結しており、被保険者の当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって塡補することとしております（ただし、法令 違反であることを認識して行った行為等の場合を除く）。矢吹幸成氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以　上

（ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス）

第２号議案および第３号議案が原案どおり可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは下記のとおりであります。

なお、スキルマトリックスは、個人の経験等に基づき、より一層期待する知識・経験・能力についての項目を記載しております。

■ スキルマトリックス各項目の内容

項　目	内　容
経営戦略	当社グループの持続的な成長を見据えた経営戦略の策定および実行にかかる期待
財務会計	正確な財務報告の体制をはじめ健全な財務基盤の構築や成長に向けた投資を実現する財務戦略の策定および実行にかかる期待
新たな技術の開発	昨今の社会・環境課題や顧客の要望を理解し、当社の成長の核となる新たな技術開発の実現にかかる期待
海外展開	海外展開における戦略策定および実行にかかる期待
人材戦略	従業員一人ひとりが働きやすく成長できる職場環境の構築にかかる期待
ガバナンス・コンプライアンス	健全かつ強固な企業統治体制およびコンプライアンス体制の構築にかかる期待

■ スキルマトリックス

（取締役に期待する知識・経験・能力(特に期待するもの＝◎)）

氏　名	役　職	経営戦略	財務会計	新たな技術の開発	海外展開	人材戦略	ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ
尾関　修康	取締役	◎	◎	○	◎	◎	◎
溝口　祥司	取締役	◎		◎	◎	◎	◎
稲山　和伸	取締役	○	○	◎		○	◎
増田　峰男	取締役	○		◎	○	○	◎
若林　　圭	取締役	○		◎		○	◎
神谷　慎二	取締役 (監査等委員)		◎			○	◎
安達　和平	取締役 (監査等委員)		◎			○	◎
加藤　志乃	取締役 (監査等委員)		○			○	◎

株 主 総 会 会 場 の ご 案 内

株主総会は、株式会社太平製作所本社で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。

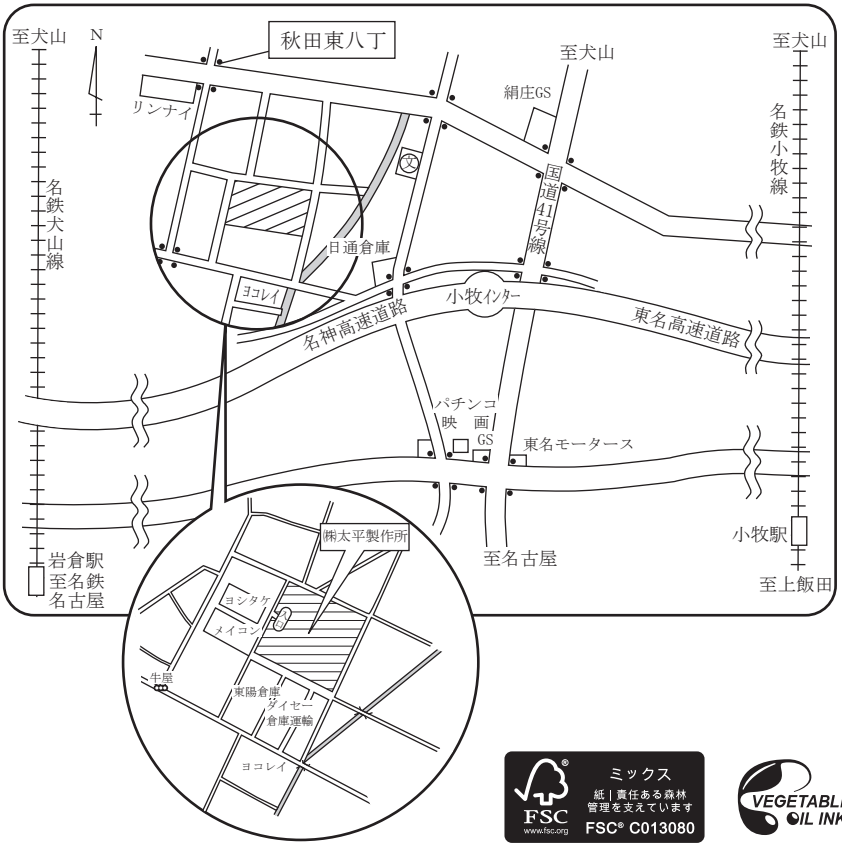
記

会　　場　所在地　愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番８
株式会社　太 平 製 作 所　　本 社
電話　〈0568〉73－6411（代表）

交通機関　名鉄電車　名鉄犬山線岩倉駅下車タクシーにて約15分
名鉄小牧線小牧駅下車タクシーにて約12分

お身体の不自由な株主様へ
株主総会へのご出席にあたりサポートが必要な株主様は、事前にご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

案　内　図



ミックス
紙｜責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080
www.fsc.org
VEGETABLE OIL INK